

○看護学科履修細則

（趣旨）

第1条 この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学人間健康福祉学部履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び開講年次等）

第2条 看護学科の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第3号のただし書きに該当する科目及び第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

（1）第1項第3号関係

「体育実技」30時間で1単位

（2）第1項第4号関係

「看護過程」講義10時間及び演習6時間で1単位

「感染管理看護論」講義10時間及び演習6時間で1単位

「基礎看護技術Ⅰ（共通技術）」講義10時間及び演習20時間で1単位

「基礎看護技術Ⅱ（日常生活）」講義20時間及び演習40時間で2単位

「基礎看護技術Ⅲ（診療の補助）」講義10時間及び演習20時間で1単位

「成人期の看護Ⅱ-i（急性期看護方法論）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「成人期の看護Ⅱ-ii（慢性期看護方法論）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「成人期の看護Ⅲ（技術演習）」講義10時間及び演習20時間で1単位

「看護援助学Ⅰ（呼吸）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「看護援助学Ⅱ（循環）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「看護援助学Ⅲ（活動・休息・睡眠）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「看護援助学Ⅳ（食事・排泄）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「看護援助学Ⅴ（清潔）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「看護援助学Ⅵ（認知・反応）」講義20時間及び演習10時間で2単位

「看護援助学Ⅶ（感情・行動）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「老年期の看護Ⅱ（方法論）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「老年期の看護Ⅲ（技術演習）」講義10時間及び演習20時間で1単位

「成育看護学Ⅱ-i（母性看護方法論）」講義10時間及び演習6時間で1単位

「成育看護学Ⅲ-i（母性看護技術演習）」講義10時間及び演習20時間で1単位

位

- 「成育看護学Ⅱ-ii（小児看護方法論）」講義 10 時間及び演習 6 時間で 1 単位
「成育看護学Ⅲ-ii（小児看護技術演習）」講義 10 時間及び演習 20 時間で 1 単位
「精神看護学Ⅱ（方法論）」講義 10 時間及び演習 6 時間で 1 単位
「精神看護学Ⅲ（技術演習）」講義 10 時間及び演習 20 時間で 1 単位
「在宅看護論Ⅱ（方法論）」講義 10 時間及び演習 6 時間で 1 単位
「在宅看護論Ⅲ（技術演習）」講義 10 時間及び演習 20 時間で 1 単位
「地域看護学Ⅱ」講義 10 時間及び演習 6 時間で 1 単位
「公衆衛生看護活動論Ⅱ」講義 10 時間及び演習 20 時間で 1 単位
「地域生活支援論」講義 10 時間及び演習 6 時間で 1 単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

（共通基礎科目の履修方法）

第3条 共通基礎科目の履修方法は、必修科目 23 単位のほか、人権と人道、医療の社会学、経済学入門、現代と教育、基礎環境科学のうちから 2 単位以上を修得し、これらの単位を含み合計 25 単位以上を共通基礎科目のうちから修得しなければならない。

（専門基礎科目及び専門科目の履修方法）

第4条 専門基礎科目及び専門科目は次のとおり履修しなければならない。

- ①専門基礎科目及び専門科目の必修科目 97 単位を修得
 - ②看護管理論、看護教育論、公衆衛生看護活動論Ⅰ、公衆衛生看護活動論Ⅱ、健康政策形成論、健康サービス開発論、学校保健論、健康保健教育論のうちから 4 単位以上を修得。
 - ③国際看護学、国際看護学演習、ボランティア活動実習、赤十字健康生活支援講習、赤十字水上安全法、赤十字幼児安全法のうちから 2 単位以上を修得。ただし、国際看護学演習を履修できる者は、国際看護学を修得している者に限る。
- 上記①から③の単位を含み合計 103 単位以上を修得しなければならない。

（臨地実習の履修要件及び単位の授与）

第5条 成人・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、成育看護学実習、精神看護学実習、在宅看護論実習、健康・療養支援実習、公衆衛生看護学実習、地域連携統合実習を履修できる者は、3 年次前期までに開講された専門基礎科目及び専門科目の卒業必修科目をすべて修得している者とする。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は履修を認める場合がある。

2 臨地実習については、学則第36条第2項の規定に関わらず、出席時数が授業時数の5分の4に満たない場合は、当該実習の学業成績は判定しない。

（資格の取得）

第6条 看護学科学生が取得できる資格は、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格とする。ただし、保健師国家試験受験資格を取得できる者の員数は15人以内とする。

2 保健師国家試験受験資格取得に関する必要な事項は別に定める。

（補則）

第7条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

（細則の改廃）

第8条 この細則の改廃は教務委員会で行う。

附 則

この細則は平成29年4月1日から施行する。